

H25年6月議会定例議会

◆6番（橋岡協美） 議席6番、橋岡協美でございます。通告に従いまして、質問させていただきます。

6月5日に安倍総理が成長戦略を発表し、インフラ整備についてコストを抑え、安全性向上を図るインフラ長寿命化計画をこの秋に取りまとめる方向性を示しました。官民連携、民間資金等活用事業の活用でインフラ整備の公的負担軽減と今後10年で過去10年の実績の3倍の12兆円規模の官民連携、民間資金等活用事業を推進することを挙げています。今やインフラの整備や公共施設整備において民間活力を引き出すことは珍しくない事業となっている中で、留意すべきことは佐倉市として広い意味での民間企業と捉えるのではなく、民間活力とは佐倉市内の企業の活力をできるだけ引き出す方策にしていかなければならないということです。その上で都市行財政の強化について伺います。

千葉県市長会では、千葉県内各市からの要望を取りまとめて県、国へ要望していますが、佐倉市としてどのような要望を上げたのでしょうか。また、千葉県市長会で取りまとめた県、国への要望の中で都市行財政の強化についてどのような要望を上げたのでしょうか、お伺いいたします。

以降の質問は自席にてさせていただきます。

○副議長（岡村芳樹） 企画政策部長。

〔企画政策部長 福山聡昭登壇〕

◎企画政策部長（福山聡昭） 橋岡議員のご質問にお答えいたします。

千葉県市長会の要望活動のうち、県に対するものといたしましては、昨年10月30日に平成25年度県当初予算編成に関する要望書を提出しております。その際、佐倉市からは重度心身障害者医療給付改善事業における助成方法の変更、そして東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質対策及び主要地方道佐倉印西線バイパスの整備の3項目について要望しております。なお、千葉県市長会としては全体で80項目の要望を提出しており、そのうち都市行財政の強化に関する要望は防災、減災事業に対する財政支援など9項目となっております。

また、国に対する要望につきましては、県内各市の要望を千葉県市長会が取りまとめ、さらにそれを全国市長会が集約をして国に提出いたしておりますが、本市といたしましては本年は1月30日付で印旛沼の水質浄化対策の推進を要望いたしております。

以上でございます。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 県や国への直接の要望ももちろん大切ですが、こういった市長会で取りまとめた中に佐倉市としての要望をきちんと入れることも大事だと思いますので、今後ともしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

さて、現在第5次行政改革大綱を策定していると思います。この大綱策定後には、具体的な改革項目となる実行計画を策定して実際に取り組んでいくことになると思いますが、行政改革はどのような方針に基づいて、具体的な方策とはどのようなものを考えていますか、伺います。

○副議長（岡村芳樹） 企画政策部長。

◎企画政策部長（福山聡昭） お答えいたします。

人口減少、少子高齢化、地方分権の進展など社会情勢が大きく変化する中であって、行財政運営の持続性の確保、質の高い行政運営を行うために不断の改革が必要であると判断をいたし、第5次の行政改革に着手をいたしております。現在庁内における研究会での研究結果、学識経験者や公募市民で構成された行政改革懇話会からの意見、無作為抽出による市民との意見交換会における意見、これらを参考に行政改革大綱案の策定を進めておりまして、間もなく大綱案の市民意見公募手続に入る予定でございます。現時点ではあくまでも案でございますが、基本方針として1点目といたしまして、多様な主体の連携、協力によるまちづくり体制の強化を1点目として考えております。2点目といたしまして、人口減少、少子高齢化時代を見据えた効率的で質の高い行政サービスの確立、3点目といたしまして、業務改善を進める市役所づくり、この3つの基本方針を掲げたいと考えております。また、第5次行政改革大綱が決定いたしましたら、それに基づき実施計画を具体的に定めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 人口17万余りの佐倉市のグランドデザインをつくるものの一つとな

る第5次行政改革大綱の策定については、策定方法や体制について常に検証しながら前に進めていただきたいと思います。第4次行政改革大綱で未達成の項目をただのせるだけというような形骸化したものにならないように要望したいと思います。

財政基盤の強化を図ることは重要であり、歳入の増加への取り組みが必要となりますが、さきの議会においてその取り組みの一つとして企業誘致について質問をさせていただきました。もちろん企業誘致も必要ですが、そのほかに歳入の増加を図る策としてどのような取り組みを行っていますか、お伺いいたします。

○副議長（岡村芳樹） 企画政策部長。

◎企画政策部長（福山聡昭） お答えいたします。

歳入増加への取り組みといたしまして、企業誘致は地域経済を活性化させ、税収を増加させる有力な手段でございます。また、農業を含む産業振興や雇用対策などによる市内経済の活性化の促進、子育て支援策の充実や優良な住環境の形成による定住人口の誘導など、これからの人口減少、少子高齢化を見据えた中で行政サービスをバランスよく充実させ、住み続けたい、訪れたい、住んでみたいと思われるまちづくりを進めることが歳入の増加につながっていくものと考えております。それらを推進するための体制のさらなる充実強化ということも課題の一つであると考えております。

以上でございます。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 人口推移をホームページで確認しますと、この1年間で約300人余り減っていることになっています。その原因については、また改めて検証していきたいと思いますが、定住人口の増加を誘導していくというお話がございましたが、言葉では簡単ですが、なかなかこれが実際に難しい問題がありますので、具体的に何かを項目に挙げて取り組んでいってほしいと思います。

決算審査に当たりましては、主要施策の成果の説明書、また先日実施計画書第2回改訂版が配付されました。これは、作成するにはかなりの時間がかかっていると思います。現在第4次総合計画における前期基本計画を推進していることと思いますが、地方自治法の改正に伴い、総合計画の策定が義務化でなくなりましたが、今後も総合計画を策定していくのでしょうか。さきの議会において井原議員からも質問がございましたが、基本構想、

基本計画、実施計画の3階層でいくかなどについて見直しは必要だと思いますが、いかがでしょうか。

市町村の選択肢には3つあると考えます。1つに、総合計画は策定せず、個別計画で対応する。2つ目に、行政の任意計画として策定する。3つ目に、条例で議会の議決事項に定めて策定するがあると思いますが、佐倉市の考えを伺います。

○副議長（岡村芳樹） 企画政策部長。

◎企画政策部長（福山聡昭） お答えをいたします。

市政を進めるに当たりまして長期的な視点からのまちづくりの基本方針は必要であると考えておりますので、市議会の議決を得て決定した平成32年度を目標年次とする第4次総合計画の基本構想は現状のまま保持をいたしまして、それに基づきまちづくりを進めていくべきと判断をしております。また、平成27年度までを期間とする前期基本計画につきましても市議会の議決を経て決定されたものであり、この計画に基づき施策を展開してまいります。また、平成28年度から平成32年度までの後期基本計画及び具体的な事業内容を示す実施計画につきましては、そのあり方、策定方法などを含めて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 必要ということであれば、今後もさまざまな計画書の策定、行政評価の実施などを行っていくと思いますが、中長期的な方向性に向かっていくに当たり、その計画書や評価内容を有効に活用していくことが必要であり、その過程を市民にわかりやすく説明していくことが必要だと思います。総合計画は、策定する際に職員の手間暇をかけて策定しますが、総花的なところもあり、でき上がってしまえばお飾りになっていませんか。北九州市のように1988年から18年がかりでルネッサンス構想に取り組み、実施計画レベルでPDCA、プラン、実行、評価、改善サイクルを形成して構造不況のまちを環境未来都市に生まれ変わらせた事例もあります。特に行政評価、行政改革などの結果が実施計画や予算に反映されていく仕組みづくりが必要と考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（岡村芳樹） 企画政策部長。

◎企画政策部長（福山聡昭） お答えいたします。

第4次佐倉市総合計画を進めるに当たりまして、その進捗状況を確認し、必要な見直しへとつなげるために行政評価を実施しております。それに加え、今回施策の推進方策や体制の見直しを行う行政改革に着手をいたしました。これによりまして行政評価により現在の施策の推進状況や課題を確認し、行政改革による見直し等を通じまして総合計画の進捗を高める仕組みが整ったと考えておりますので、その効果が発揮されるようにそれぞれの取り組みを進めてまいります。また、行政評価の結果や行政改革の進捗状況につきましては、ホームページなどを利用し、逐次わかりやすく公表してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 行政評価の体制づくりはできたと今ご答弁をいただきました。その体制ができて、それが実際に評価したものが次の予算に反映されているかということをお伺いしたいと思います。中には、他自治体では予算の要求書を行政評価表の裏につくっている自治体もあります。9月の決算委員会で決算を審議し、次の3月の予算委員会に至るまできちんと評価されたものが反映されているというサイクルをつくっていますので、そのあたりを少し検討していただきたいと思っております。

2月議会で審議された平成25年度の予算の課題として、新地方会計制度基準モデル導入に伴う適正な運用管理についてと挙げられていましたが、具体的な内容をお伺いいたします。

○副議長（岡村芳樹） 企画政策部長。

◎企画政策部長（福山聡昭） お答えいたします。

地方公共団体の会計は、予算の適正、確実な執行を目的として現金主義により行われておりますが、この会計方式の中だけでは資産や負債などのストック情報や現金の支払いを伴わない減価償却費などのコストを把握できないという課題がございます。このような状

況を踏まえ、新地方公会計制度では、民間企業同様に発生主義による企業会計手法を活用していこうとするものでございます。現在佐倉市では、地方財政状況調査の数値を活用する総務省方式改訂モデルにより貸借対照表などの財務諸表を作成しておりますが、この方式ですと固定資産の評価額が過去の建設事業をそのまま積み上げる方法により算定しているために時価評価との乖離が生じるなどの課題がございます。このため平成 24 年度決算からは公共施設などの建物や公園、道路などの固定資産台帳を整備し、資産の評価がより実態に近いものとなります基準モデルにより財務諸表を作成するよう準備を進めているところでございますので、ご理解いただければと思います。また、この作業に当たりましては、総務省が示す基準モデルの作成要領に基づき適正な仕訳や固定資産台帳データの更新を行ってまいりたいと考えておりますので、財務諸表が示す情報を予算編成や行財政運営にどのように反映させていくかが今後の検討課題となっております。

以上でございます。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆ 6 番（橋岡協美） 新地方会計制度基準モデルに伴い、資産台帳が整備され、普通財産、行政財産など今までそれぞれの管理だったものが一元管理になると考えてよろしいのでしょうか。

○副議長（岡村芳樹） 企画政策部長。

◎企画政策部長（福山聡昭） お答えいたします。

固定資産台帳の作成に当たっては、データ整理などに係る業務量の増加が見込まれたことから、県の緊急雇用創出事業補助金を活用するなどして進めてまいりました。今回財務諸表を基準モデルに移行するに当たりまして、市の持つ資産情報につきましては一つのシステムに電子データとして集約し、整備をいたしました。他の付加情報も含めた日常的な維持管理につきましては当面は従前どおり各担当部門が管理していくものと考えております。しかしながら、議員ご指摘のとおり財務諸表を作成する目的は資産や負債など財務状況を明らかにし、自治体経営をよりよく進めるためのものでございますので、今後一元管理を課題と捉えつつ、総合計画や行政改革プランなどの全体計画を策定する上で有効に活用ができるよう研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 資産台帳の一元管理、これからしていくと思います。減価償却も勘案したデータを活用していかなければ意味がないと思います。このデータの活用、つまり分析する担当部署はどこになるのでしょうか。企画政策でしょうか。財政でしょうか。数字が一つに集まってもその内容を分析するのはそれぞれの担当課では意味がないと思います。蕨市長の強みは、民間企業の経営手法に精通していることにあると思います。市長みずから分析していくわけにはいきませんので、担当者育成に力を入れていただきたいと思います。例えば売却可能資産の選択や固定資産の新しい活用方法の検討など資産更新に関する計画、管理等につなげてほしいと思います。新地方会計制度基準モデルの導入に伴い、今後総合計画、行政改革の推進に当たって戦略的に分析、実行していただくよう要望いたしまして、次の質問に移ります。

次は、がん対策についてです。千葉県がん対策の基本的事項を定め、県民、県、市町村、保健医療福祉従事者など関係者の責務や役割を明らかにし、がん対策をさらに総合的かつ計画的に推進していくことを目的に千葉県がん対策推進条例が平成25年3月1日に制定されました。初めに、がん対策推進について市長のお考えをお伺いします。

○副議長（岡村芳樹） 市長。

◎市長（蕨和雄） お答えいたします。

千葉県がん対策推進条例に基づきまして本年3月に新たに千葉県がん対策推進計画が策定されたところでございます。この中では、市町村の役割としてがん検診の実施と検診受診の促進、がん予防についての正しい知識の普及啓発等が示されております。がんは、早期に発見し、有効な治療を受けることによりまして治癒する確率が高くなり、予後も良好になることから、がん検診の受診が特に重要であると考えております。佐倉市健康増進計画、健康さくら21におきましては、各がん検診の受診率目標を50%としているところでございます。市といたしましては、喫煙による健康への影響に関する正しい知識の普及啓発などを初めといたしまして、がん検診の必要性、重要性について市民に理解を深めていただき、一層の受診率向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 日本人の病気による死因のトップはがんです。今回の質問では、胃がん検診と子宮頸がん検診について伺います。

死因のトップのがんの中でも1位の座を占めているのが胃がんで、年間約5万人の方が亡くなっています。しかし、最近では治療法も発達し、早期に発見すればほぼ100%助かるようになりました。しかも、早期に発見すれば開腹手術を受けることなく、内視鏡により治療できれば患者さんの負担が心身ともに軽くなり、また医療費の削減につながります。早期発見には、先ほど目標50%というお話がありましたが、検診の受診率向上が挙げられます。中でも日本人の病気の死因のトップの胃がん検診の受診率の向上について市としての施策を伺います。

○副議長（岡村芳樹） 健康こども部長。

◎健康こども部長（山辺隆行） お答えをいたします。

胃がん検診の受診率を向上させるため、現在佐倉市では各地域の検診会場での集団検診と医療機関での個別検診のいずれかを利用できる体制をとっております。また、バリウムに対してのアレルギーやバリウムの排せつが困難な方に対しては、個別検診においては内視鏡での検査が受けられるようになっております。そのほかでは、特定健診と同時に受けられる複合検診、土日の検診の実施、市内各所での検診実施などを組み合わせまして、より市民が受診しやすい検診の体制に努めているところでございます。今後も胃がん検診の重要性を市民の皆様に理解していただけるよう啓発に努めまして、受診率の向上につなげてまいります。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） それでは、そういった今5つの項目を挙げていただきましたが、それをやった上で確認の意味で過去5年間の胃がんの受診率の推移を教えてください。



○副議長（岡村芳樹） 健康こども部長。

◎健康こども部長（山辺隆行） お答えをいたします。

胃がん検診の受診率でございますが、平成 20 年度が 26.3%、平成 21 年度が 25.9%、平成 22 年度が 27.3%、平成 23 年度が 28.2%、平成 24 年度が 25.4%でございます。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆ 6 番（橋岡協美） 若干 24 年度は減ってしまっているようですが、傾向としては受診率はちゃんと上がっているということがとれると思います。受診率アップのためには、50%にはほど遠いわけですので、今までと違う視点が必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

胃がんの検診方法には、レントゲン検査、血液検査、内視鏡検査の 3 つがあり、佐倉市はバリウムを飲むレントゲン法を採用しています。手軽に受けられる血液検査法は、検査が受けやすく、多数の検診が可能で、レントゲン被曝などの問題がなく、安全性が高いこと、費用が安いことが挙げられます。一般的に早期がんはほとんど自覚症状はありませんが、進行がんでは胃痛、吐き気など何らかの胃症状を伴うことが多いので、症状のある人は検診でなく、保険証を持って即医療機関へ受診が必要です。検診は、血液検査にしる、レントゲン検査にしる、精密検査ではないので、がんを 100% 発見することは不可能でありますので、住民検診で集団で、最初から内視鏡検査を導入している自治体もあります。血液検査法は、ペプシノゲン法といい、血液に含まれるペプシノゲンという物質の量をはかることによって胃がんの前段階とも言える慢性萎縮性胃炎を診断するものです。この胃炎の人が全てがんになるわけではありませんが、この胃炎粘膜を背景としてかなり高い確率で胃がんが発生することがわかっています。新しい血液による検査法は、胃がんそのものを診断するのではなく、胃がんになりやすい人を診断しようというわけです。検査の結果、陽性であると診断されたら、定期的に精密検査を受ける必要があります。陽性の人では 100 人に 1 人、陰性の人では 1 万人に 1 人が胃がんというデータがあります。この検査の利点は、胃がんの発見率が高く、特にがん検診の目的である早期がんの発見率が高いこと。レントゲンは、大きくなった進行がんを発見するのは得意ですが、小さな早期がんを発見するのは不得意と言えます。一方、欠点としては形態診断ではないので、進行がんの見落としもあり得るとことが挙げられます。既に血液検査による検査をしている高崎市のデータでは、胃がんの発見率は受診者の 0.26% で、それ以前に行っていたエックス線による発見率 0.17% を上回ったというデータがございます。また、コスト的には胃がん 1 例を見つけるのにかった費用はエックス線は 437 万円だったのに比べ、血液検査は 183 万円と

半額以下だったという報告があります。このようなことを踏まえ、検診の告知と検診の手軽さが受診率アップにつながると考えられます。今後の検査方法と「こうほう佐倉」の全戸配布による告知についてお伺いいたします。

○副議長（岡村芳樹） 健康こども部長。

◎健康こども部長（山辺隆行） お答えいたします。

ペプシノゲン法による血液検査につきましては、現在千葉県内でも試験的に行っている自治体もございますが、研究段階であることから、今後国の動向を見きわめながら研究してまいりたいと考えております。

次に、検診の周知方法でございますが、「こうほう佐倉」6月1日号の特集「みんなの保健」とホームページに掲載をしております。「こうほう佐倉」は、新聞折り込みで配布されておりますが、新聞の未読者には申し込みによりまして郵送しておりますし、「みんなの保健」につきましては各保健センター、子育て支援課、市民課、各出張所、派出所、サービスセンターの窓口での配布をしております。さらに、前年度に検診を受診している方には、受診券にあわせて検診のお知らせの文書を同封し、周知を図っております。このようなことから、現時点におきましては現行の配布方法が適切と考えております。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 「こうほう佐倉」の全戸配布についてですが、今現在新聞の購読率が下がっている中、折り込み広告による告知がなかなか難しくなっています。新聞を購読していない方には、お申し込みによって郵送するという形ですので、読んでいない方に情報を届けていかなければいけないのに、それができないという現状にあります。他の自治体では、今現在の1日、15日に発行している「こうほう佐倉」、ああいった何ページもあるものではなく、全戸配布用に特別につくっている広報を作成しているところもあります。こういった検診などの情報、これだけはこのものを全戸配布、1年に1遍でもいいです。そういった情報発信の方法もあるということをおし添えまして、次の子宮頸がん検診について伺います。

同じように住民の子宮頸がん検診方法と受診率についてお伺いいたします。

○副議長（岡村芳樹） 健康こども部長。

◎健康こども部長（山辺隆行） お答えいたします。

子宮頸がん検診は、20歳以上の方が2年に1回偶数年齢のときに受診をすることができます。検診の方法としては、細胞診といって子宮頸部の細胞を綿棒でこすり取り、悪い細胞がないかを顕微鏡で見る検査になります。

受診率でございますが、平成20年度が14.7%、平成21年度が17.5%、平成22年度が18.3%、平成23年度が18.7%、平成24年度が17.5%となっております。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） これについては、受診率は横ばいという状況にあると思います。なかなか子宮頸がんの検診には、特に若い世代の方はちょっと行きたがらないというところがあります。年代別に見ますと、20歳代の受診率が約7%、30歳代、40歳代が19%前後、50歳代、60歳代が約8%、70歳以上が4%となっているのが現状です。この子宮頸がんは、若い方によく発生するがんでございますので、やはり少し方法を考えていただかねばいけないと思います。ほとんどの自治体で行われている現在の細胞診検査だけだと、浸潤がんや腺がんの見落としが出てきます。つまり命は助かりますが、子宮を全摘しなくてはいけなくなるということを踏まえ、島根県では細胞診とHPV検査を全国に先駆け平成19年から実施しています。導入までの経緯を島根県の担当者と中心になった産婦人科の先生のお話を伺いました。併用検査がふえるということで、一見予算が多く必要になりますが、併用することで受診の間隔を二、三年にしても精度が高いため、費用対効果を考えても結果、費用を30%削減できたと伺っております。受診率を確実に向上させるためのHPV検査、細胞診の併用の検診を取り組み、受診率の確実な向上と市民の身体的、経済的負担の軽減に島根県の場合は寄与していることを踏まえ、佐倉市でも検診方法について検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（岡村芳樹） 健康こども部長。

◎健康こども部長（山辺隆行） お答えいたします。

本年2月、厚生労働省のがん検診のあり方に関する検討会は、併用検診の効果や不利益、

実施方法を早急に検討する必要があるとの提言をまとめ、国では今年度併用検診のモデル事業を実施する予算を計上し、効果の検証を進めております。ヒトパピローマウイルス検査は、がんになる危険性の高い高リスク型の遺伝子の有無を直接調べ、見逃しも少ないと聞いております。科学的根拠に基づく有効性が証明された場合には、国の指針として位置づけられることとなりますので、今後の状況を見る中でその導入について検討してまいりたいと考えております。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） それでは、モデル事業の効果等を見きわめながら、検診方法、併用検査の導入を要望しまして、次の質問に移ります。

次は、社会福祉協議会についてお伺いいたします。社会福祉協議会、社協は、社会福祉法に基づき全ての都道府県、市町村に設置され、地域住民や社会福祉関係者の参加により地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っている非営利の民間組織です。そこで、お伺いいたします。佐倉市と佐倉市社会福祉協議会が担う地域福祉の役割について市長の考えをお伺いいたします。

○副議長（岡村芳樹） 市長。

◎市長（蕨和雄） 近年の少子高齢化の進展、核家族化、地域住民相互のつながりの希薄化等社会情勢の変化に伴いまして、地域における問題も多様化してきております。このような状況の中、住民同士のつながりを大切にし、お互いに支え合う仕組みをつくっていくことがより重要な時期にあるものと考えております。地域福祉を推進する上での役割でございますが、市の役割としては福祉制度を中心とするさまざまな事業を整備、展開していくことを通じまして、地域における支え合いや助け合いを側面から支えることにあると考えているところでございます。一方、社会福祉協議会は、社会福祉法で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体というふうに位置づけられておりますことから、地域福祉の推進主体といたしまして地域福祉活動を実践していくことがその役割であろうと考えております。今後とも市と社会福祉協議会がお互いの役割を担いつつ、よりよい地域づくりに向けて協働してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 市と社協と協働して行っていくということを伺いました。社会福祉協議会は、佐倉市の地域福祉を推進するために地域にお住まいの皆様と地域で活動する方々で組織される団体です。皆様に会員になっていただき、皆様とともに活動していただきたいと考えている団体です。会員によって運営される団体という意味合いから、全ての市民と密接な関係を保つために全戸会員を目指し参画も呼びかけています。そこで、お伺いいたします。社会福祉協議会なくして地域福祉を行うことが佐倉市としてできますでしょうか、お伺いいたします。

○副議長（岡村芳樹） 福祉部長。

◎福祉部長（飯島弘） お答えいたします。

地域福祉の推進につきましては、地域住民、社会福祉を目的とする事業者、社会福祉活動を行う者、これらが相互に協力して推進することが社会福祉法に規定されているところでございます。佐倉市では、一人一人が自分らしく、安心して暮らせる地域社会を目指して、第2次佐倉市地域福祉計画を策定し、地域福祉を推進しているところでございます。少子高齢化や核家族化、地域での人間関係の希薄化などを背景といたしまして、地域の多様で複雑な課題に対しては行政の取り組みだけでは限界があると考えております。また、団塊の世代が一斉に高齢者となる超高齢化社会の到来が目前に迫っており、身近な地域において住民同士の支え合いや助け合いを構築していくことがこれまで以上に重要になってまいります。そのような中で市内全域に組織を持ち、地域住民の参加と協力により市民を対象に各種の福祉事業を展開している社会福祉協議会との連携と協働は欠かせないものと考えております。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 支え合いということで、本来向こう三軒両隣で支え合っているのが日本の社会でしたが、向こう三軒両隣みんな年とってしまいますので、やはり佐倉市だけではできない地域福祉を社会福祉協議会で担っているということのご答弁の内容だと思いま

す。

それでは、佐倉市社会福祉協議会の運営費の中身について確認の意味でお伺いいたします。

○副議長（岡村芳樹） 福祉部長。

◎福祉部長（飯島弘） お答えいたします。

佐倉市社会福祉協議会の平成 24 年度の一般会計歳出決算額は、2 億 5,731 万 5,385 円となっております。歳出の内訳といたしましては、地区社会福祉協議会との連携やボランティアセンターの運営、いきいきサロンなどの地域づくり事業、千葉県社会福祉協議会や市からの委託事業、善意銀行、障害者自立支援事業など各種の地域福祉推進事業、その他法人運営に要した経費などとなっております。その財源につきましては、市補助金収入が収入全体の約 35%、市など委託金収入が同様に約 15%、事業収入約 12%、会費と寄附金合わせて約 11%、共同募金の配分金が約 10%となっております。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆ 6 番（橋岡協美） 歳入の主なものの一番大きいのは補助金ということですのでよろしいですね、市からの 35%。佐倉市社協が推進していく住民同士の支え合い活動には、運営費としての財源も必要となり、会員の皆様に会費として拠出をお願いしています。会員同士の支え合い活動費として、地域福祉活動を中心に使っています。仮に市からの補助金をやめた場合、社会福祉協議会の運営は可能でしょうか、お伺いいたします。

○副議長（岡村芳樹） 福祉部長。

◎福祉部長（飯島弘） お答えいたします。

社会福祉協議会の運営や事業の財源のうち、市補助金が収入全体の約 35%となっている現状から、市の社会福祉協議会事業推進費補助金を交付しないこととなりますと、補助対象となっている地域福祉の推進に資する事業の実施は困難と考えております。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 補助金なくしては活動できないということを確認いたしました。

それでは、社会福祉協議会の会費の徴収方法と会費の使われ方についてお伺いいたします。

○副議長（岡村芳樹） 福祉部長。

◎福祉部長（飯島弘） お答えいたします。

社会福祉協議会の会員は、社会福祉協議会の会員規程により一般会費として年額 500 円を納入することとなっており、自治会、町内会等の役員の方に会費の集金をお願いしている現状でございます。

なお、自治会等地区代表者の皆様方には、集金の際に会員となることはあくまでも任意であり、強制するものでないことを説明した上で、ご協力をいただいていると聞いております。

次に、会費の使われ方につきましては、会員規程により会費の 60%を 14 の地区社会福祉協議会に均等割として基本額を設定した上で世帯加入状況をもとに還元し、40%を市社会福祉協議会事業に活用しているとのことでございます。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 社会福祉協議会の会費の徴収方法について、今任意であるということをおし添えるようにしているということですが、実際徴収して回っているのは自治会、町内会の役員であるということを改めて市民部のほうでもちょっとしっかりと確認しておいてほしいのですが、この会費の納入率アップのためにボランティア、輪番制の町内会、自治会役員に目標額の設定というのは必要なのでしょうか。会費と共同募金を集めるのは輪番制のボランティアですので、このあたり目標額を一応設定されるようなので、必要かどうかをちょっと確認したいと思います。

それから、社会福祉協議会の会費であって寄附金ではないということをごきちんと周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（岡村芳樹） 福祉部長。

◎福祉部長（飯島弘） お答えいたします。

各自治会、町内会ごとの目標額につきましては、当該年度当初の世帯数をもとに算出したものとのことでございます。次年度以降につきましては、自治会、町内会等の役員の方の負担とならないよう検討することを社会福祉協議会に確認しております。

なお、会費の徴収につきましては、先ほどもご答弁いたしましたけれども、あくまでも任意であり、強制するものではないことを説明した上でご協力をいただいていると聞いております。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 地区代表者会議において社会福祉協議会の会費について説明と冊子を渡されるのですが、やはり説明時間が大変短く、区長というか、自治会長になって間もない人が理解するのはかなり厳しいと思いますので、周知方法についていま一度検討していただきたいと思います。

それでは、自治会、町内会、それから社協とちょっと整理しておきたいのですが、地域福祉において町内会、自治会でできること、町内会、自治会でしかできないことは何でしょうか。

○副議長（岡村芳樹） 福祉部長。

◎福祉部長（飯島弘） お答えいたします。

自治会、町内会等は、お隣、ご近所など地縁により組織され、共通するニーズや課題を助け合いによって解決を図ろうとする住民主体の自治組織として最も数が多い団体となっております。地域福祉の観点からは、日々の生活で顔を合わせる機会が多い住民から組織されることから、挨拶から始まる地域コミュニティーを基本として、見守り活動など地域の特性に合わせた活動を展開できるところにその特徴があると考えております。



○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） それでは、地域福祉において社協でできること、社協でしかできないことは何でしょうか。

○副議長（岡村芳樹） 福祉部長。

◎福祉部長（飯島弘） お答えいたします。

社会福祉協議会は、社会福祉法に市域内において地域福祉の推進を図ることを目的とする団体と規定され、社会福祉事業者や社会福祉活動団体等が参加している民間団体でございます。ボランティア団体等の代表者や行政職員が理事や評議員等の役員になることができるとされております。また、市民など約4万2,000世帯が社会福祉協議会の会員となっており、約1,200名の地域福祉ボランティアである福祉委員等が14の地区社会福祉協議会を組織し、市内全域で全市民を対象とした活動を展開しております。多様な住民ニーズに対して公的な福祉サービスが及ばない分野について地域住民の参加と協力により全市的に事業の実施や福祉サービスの提供ができるのが社会福祉協議会と考えております。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 国は、今後介護保険の見直しを検討する中で、要支援についてボランティアの活用などを視野に入れています。ユーカリが丘地区社協のスマイルサービスや城の辺地区社協の虹のサービス、志津地区社協のふれ愛サービスなどの生活支援サービスを市として市社協を通じて今育てていくことが迫られていますが、いかがでしょうか。

○副議長（岡村芳樹） 福祉部長。

◎福祉部長（飯島弘） お答えいたします。

生活支援サービスにつきましては、身近な地域の助け合い、地域の福祉力を高めるとい

う観点から、多様な住民ニーズに対しきめ細かに対応できる地域の支え合いとして超高齢化社会を支える仕組みの一つになるものと考えております。今後も地域住民の自発的、主体的な活動を尊重しつつ、社会福祉協議会と連携しながら、引き続きどのような支援ができるか検討してまいります。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） それでは次に、地区社協の運営費のあり方検討会について伺います。

市社協の会費の使い道の説明には、次のように書いてございます。先ほどご答弁にも一部ございましたが、平成25年度は一般、賛助、個人特別会費合計2,190万円のうち約60%の1,290万円が佐倉市内の14地区社協に還元されています。各地区社協では、地区の特性に合わせた事業に使用されています。これは、例えば配食サービス、認知症ケアの劇団、それから3世代交流会などを指します。残りの40%と団体特別会費合計1,010万円は、佐倉市社協の事業費や法人運営費として使わせていただいていますと書いてあります。この集めた会費の60%はその地区で使われているとの説明は、一般の会員には理解しにくいのではないのでしょうか。会費の配分については、地区社協運営費のあり方検討会でしっかりと検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（岡村芳樹） 福祉部長。

◎福祉部長（飯島弘） お答えいたします。

各地区における地域福祉活動の母体となっております地区社会福祉協議会の運営費につきましては、自治会、町内会等や地区社会福祉協議会などの代表者から成る地区社協運営費のあり方検討会が組織され、検討されたと聞いております。引き続きより多くの会員等から賛同や理解が得られるよう十分に検討することを要請してまいります。

○副議長（岡村芳樹） 橋岡協美議員。

◆6番（橋岡協美） 市として、立場としては社協へ伝えるという趣旨しかないとは思いますが、60%はこの地区で使われていますと言いながら各戸会費を集めていくと、その

説明を聞いた人は本当に 60%使われているのだろうかということを単純に計算して、その後からいろんなお問い合わせをいただいていると聞いております。また、先ほどご答弁にありましたが、4万 2,000 世帯の方が会員として加入しているということがございましたので、4万 2,000 世帯というのは佐倉市の世帯数から比べて何%に当たるか考えればわかると思うのですが、全員が入っていないという現状を踏まえて私が一番申し上げたいのは、自治会の役員、町内会の役員になりたくない理由の一つにお金を集めるのが大変だからという理由も1つあるのです。その中で地区社協の会費を説明するのが難しいということもございますので、そのあたりきちんとした規則、ルールというか、制度をしっかりと、このとおりでございますので、500円集めさせていただきますと言えるような文言にさせていただきたいと思っております。

ここまでご答弁いただいた内容から、地域福祉は市行政だけでは担えない。町内会、自治会にも限界がある中、社会福祉協議会の役割の大きさがはっきりし、なくてはならない存在であることはよく理解できました。その上で、数百戸から数千戸の開きがある地区社協が担う地域福祉を超高齢化社会で継続させるために会費の還元配分について地区社協運営費のあり方検討会でしっかりと検討して、超高齢化社会を迎えるための仕組みづくりを今やるべきと考えます。先ほどの説明にございましたとおり、単純に 60%ではなく、基本額、世帯数が多い地区社協のほうが基本額が少なくなっているのですけれども、少ない世帯のほうがご苦勞が多いというご説明だそうですが、誰にもわかるようなルールづくりにさせていただきたいと思っております。敬老会やこれから本格的に始まる成年後見制度などの委託事業は、本来市がやるべき事業を社協に委託しているものですから、委託先の市社協で働いている方も地区社協の福祉委員、個人ボランティア、会費徴収にかかわる町内会、自治会役員の方も気持ちよく働いていただけるように委託事業化等の支援方法の見直しを検討していただけますよう要望いたしまして、私の質問を終えます。ありがとうございました。